児童手当 手続き確認フロー

開成町公式LINEでも確認できます！

友だち追加後、トーク内に「児童手当」と送ってください▶

＼ スタート ／

現在、開成町から児童手当（特例給付※）を受けている
※ 所得制限限度額を超える場合、月額一律5,000円が児童手当として支給されています。

はい → 高校生年齢（H18.4.2生～H21.4.1生）の子どもがいる

いいえ → （保護者が2人以上＜例：父と母＞で子どもを養育している場合）所得の高い人の職業が公務員である

高校生年齢（H18.4.2生～H21.4.1生）の子どもがいる

- はい → 高校生年齢（H18.4.2生～H21.4.1生）の子どもが、算定児童として登録されている
  - ※ 高校生年齢の子どもが、中学生のときに開成町から児童手当を受給していた場合は、算定児童として登録されている可能性が高いです。
  - ※ 算定児童については町ウェブサイトをご確認ください。▶
  - いいえ → 大学生年齢（H14.4.2生～H18.4.1生）の子どもがいて、その人を含めて3人以上きょうだいがいる
    - いいえ → **E** 手続き不要です。
    - はい → 大学生年齢（H14.4.2生～H18.4.1生）の子どもがいて、その人を含めて3人以上きょうだいがいる
      - いいえ → **A** 「②額改定請求書」を提出してくだい。
      - はい → **B** 「②額改定請求書」と「③監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。
- いいえ → 大学生年齢（H14.4.2生～H18.4.1生）の子どもがいて、その人を含めて3人以上きょうだいがいる
  - いいえ → **A** 「②額改定請求書」を提出してくだい。
  - はい → **B** 「②額改定請求書」と「③監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

所得の高い人の職業が公務員である

- はい → **F** 勤務先に問い合わせてください。
- いいえ → 所得の高い人の住民登録地が開成町である
  - はい → 大学生年齢（H14.4.2生～H18.4.1生）の子どもがいて、その人を含めて3人以上きょうだいがいる
    - はい → **C** 「①認定請求書」と「③監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。
    - いいえ → **D** 「①認定請求書」を提出してください。
  - いいえ → **G** 所得の高い人の住民登録地に問い合わせてください。